小泉首相の靖国神社参拝に抗議する声明

- 1 小泉純一郎首相は、61回目の終戦記念日である8月15日に、首相就任後6年連続6回目となる靖国神社参拝を強行した。現職首相としての終戦記念日の参拝は、1985年の中曽根首相以来21年ぶりの暴挙である。
- 2 靖国神社は、戦前の国家神道の中心的存在であり、天皇のために忠義を尽くして 戦死した人々を「英霊」として合祀し、国民が侵略戦争によって戦死することを美 化・正当化するという軍国主義の精神的支柱としての役割を果たした。戦後も、こう した立場から「A級戦犯」を合祀するとともに、アジアで2000万人を超える人々を殺 し、日本にも300万人の死者を生じさせた侵略戦争を一貫して美化し、「正しい戦 争」だったと宣伝するセンターとして行動している。

国政の最高責任者である首相の参拝は、靖国神社の歴史観や政治的立場を日本政府として公認することにほかならない。平和を求める国民やアジアの人々に敵対するものであり、かつ、侵略戦争を反省し否定することによって成り立ってきた戦後の国際秩序に正面から反する行為である。国内のみならず、中国や韓国などアジアの国々で厳しい抗議や怒りの声があがっているのは当然である。

- 3 また、首相による靖国神社参拝は、日本国憲法の定める「政教分離の原則」に違反するものである。憲法は、国家と神道の結びつきを断ち切るために、20条3項で「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」と規定している。靖国神社は宗教団体であり、参拝は宗教行為そのものである。国の機関である首相が靖国神社に参拝することが憲法20条3項違反であることは誰の目にも明らかである。内閣総理大臣として負担している憲法尊重擁護義務(99条)にも正面から背を向けるものである。各地における靖国参拝違憲訴訟においても、首相の参拝を合憲としたものはひとつもなく、違憲判断が2度にわたってなされているが、この司法判断をも真っ向から無視するものである。
- 4 小泉首相は、国の内外の厳しい批判や裁判所の違憲判断をことごとく無視して、 靖国参拝を繰り返しているが、これは、憲法9条を変えて日本を「戦争する国」に作 りかえようとする策動と同じねらいをもったものといわざるをえない。

私たち自由法曹団は、日本国憲法の平和主義及び「政教分離の原則」を踏みにじり、アジア諸国民との信頼関係を破壊する小泉首相の靖国参拝を断じて許すことはできない。首相の靖国参拝に強く抗議するものである。

2006年8月17日

自由法曹団 団長 坂本 修